

No. 1

件名	熊本市交通指導員報酬の支払遅延
概要・原因	<p>(概要) 熊本市交通指導員の平成30年(2018年)3月分の報酬支払事務において、未払い分があったもの <未払額 1件 1,833円></p> <p>(原因) ・報酬支払事務処理の確認不足</p>
対応	<p>対象者にお詫びし、未払い分を支払いました。 今後は、新たに作成した委嘱時チェックリストを用いて確認を行うとともに、報酬支払リストの複数名による確認を徹底し、再発防止を図ります。</p>
担当	生活安全課 電話 096-328-2397

No. 2

件名	措置診察関係書類のFAXによる誤送信
概要・原因	<p>(概要) 措置診察の依頼に関する書類をFAXで送信する際、誤った送付先へ送信したもの</p> <p>(原因) ・FAXの誤操作による登録送付先の選択誤り</p>
対応	<p>誤送信した書類を回収しました。 今回、送信点検表を作成しました。今後は、2人体制で点検表により確認しながら送信を行うこと、送信後は送信レポートで間違いがないか確認することを徹底し、再発防止を図ります。</p>
担当	障がい保健福祉課精神保健福祉室 電話 096-361-2293

件名	熊本市CKD対策推進「病診連携医」登録証の誤送付
概要・原因	<p>(概要) 熊本市CKD対策推進「病診連携医」登録証の送付（30件）に際し、住所と宛名（医療機関名）が異なったラベルシールを貼付して発送したため、うち1件について、別の医療機関に届いたもの</p> <p>(原因) ・ラベルシール作成時における対象医療機関リストの作成誤り ・発送時における送付先の確認漏れ</p>
対応	<p>誤送付した医療機関にお詫びし、登録証を回収しました。また、その他の対象医療機関にお詫びしました。</p> <p>ラベルシール作成時及び郵送物の発送時には、宛先・宛名を複数人で確認し、再発防止を図ります。</p>
担当	健康づくり推進課 電話 096-361-2145

件名	里親認定に係る審査資料の誤記載
概要・原因	<p>(概要) 里親認定に関して社会福祉審議会児童福祉専門分科会審査部会（以下、審査部会）に提出した審査資料のうち、認定予定里親の氏名を誤って記載していたもの</p> <p>(原因) ・審査資料作成時における確認不足</p>
対応	<p>審査部会に修正した資料を提出するとともに、当該里親認定について意見聴取し、承認いただきました。</p> <p>今後、審査資料を作成する際は、名簿及び登録申請書と審査資料を複数人で読み合わせすることで、再発防止を図ります。</p>
担当	児童相談所 電話 096-366-8181

件名	市政だよりにおける「くまもとエコレシピ」チャレンジ講座開催日の掲載誤り
概要・原因	<p>(概要) 令和元年度（2019年度）市政だより10月号の記事において、「くまもとエコレシピ」チャレンジ講座の開催日を誤って記載したもの</p> <p>(原因) ・業務受託業者による講座開催計画時の確認不足 ・職員による掲載依頼時及び校正時の確認不足</p>
対応	<p>市政だよりホームページ版における記事内容を訂正するとともに、講座申込者に対して個別にお詫びし、正しい開催日を案内しました。また、業務受託業者に対して講座開催日の確認徹底を指示しました。</p> <p>今後、市政だより掲載依頼時及び校正時において、確認を徹底し再発防止を図ります。</p>
担当	ごみ減量推進課 電話 096-328-2365

件名	熊本市プレミアム付商品券購入引換券の誤送付
概要・原因	<p>(概要) 令和元年（2019年）6月2日～7月31日に本市に転入した134名の子育て世帯の世帯主に対し、基準日の令和元年（2019年）6月1日に熊本市に住民票がなかったにも関わらず、プレミアム付商品券の購入引換券を送付したもの</p> <p>(原因) ・業務受託業者の対象者抽出プログラムの誤り ・職員による対象者抽出条件の確認漏れ</p>
対応	<p>対象者にお詫びし、使用しない購入引換券の返送を依頼しました。</p> <p>今後は、対象者抽出プログラムの確認を徹底し、再発防止を図ります。</p>
担当	商業金融課 電話 096-328-2424

件名	法定外公共物使用料の徴収漏れ
概要・原因	<p>(概要)</p> <p>法定外公共物占有物件の一斉点検で以下のとおり判明したものの</p> <p>(1)土地改良財産（道路）における法定外公共物（電力柱）使用料について、有料であるところ誤って免除として許可したものの</p> <p><使用料額 27,900円 [平成31年（2019年）4月～令和2年（2020年）3月分] ></p> <p>(2) 土地改良財産（道路）における法定外公共物（電力柱）使用許可の更新手続について、平成20年（2008年）4月以降、占有者から申請がないことを許可者として見過ごしていたものの</p> <p><使用料額 340,700円 [平成20年（2008年）4月～平成31年（2019年）3月分] ></p> <p>(原因)</p> <p>(1)準拠条例・規則の解釈誤り</p> <p>(2)更新状況の確認不足</p>
対応	<p>(1)(2)ともに占有者に経緯を説明し、平成20年（2008年）4月以降の使用料の納付について了承いただきました。</p> <p>今後は、(1)主務課である農地整備課へ合議を行うことでチェック体制を強化するとともに、(2)更新時期の1ヶ月前に占有者へ通知することをマニュアル化することで、再発防止を図ります。</p>
担当	南農業振興課 電話 096-357-4139

件名	窓口収納事務における誤収納
概要・原因	<p>(概要)</p> <p>窓口収納事務において、1,000円を過大収納したものの</p> <p>(原因)</p> <p>・収納時における預り金額の確認不足</p>
対応	<p>過大収納の原因の特定には至らなかったため、過大収納金として処理しました。</p> <p>今後、収納金を収納する際は、調定担当者及びその他の職員の二人でチェックすることで再発防止を図ります。</p>
担当	中央区役所区民課 電話 096-328-2245

件名	住宅費認定誤りによる保護費の誤支給
概要・原因	<p>(概要) 住宅解約に伴い住宅費認定を削除すべきところ、処理が漏れており、保護費を過大支給したものと <過大支給額 22,400円〔令和元年(2019年)7月分]> ※令和元年(2019年)8~10月分(67,200円)については、生活保護法の規定により保護費の差引調整を行った。</p> <p>(原因) ・担当者の認定削除処理の失念 ・査察指導員による処理の進捗確認不足</p>
対応	<p>対象者にお詫びするとともに、過大支給分については返還対象となることを説明し、了承いただきました。 今後、担当者および査察指導員等による事務処理の進捗状況の確認を徹底し、再発防止を図ります。</p>
担当	中央区役所保護第一課 電話 096-328-2320

件名	芳野コミュニティセンター使用許可申請における使用予定表への使用日の記載誤り
概要・原因	<p>(概要) 芳野コミュニティセンター使用許可申請において、団体Aの使用日を使用予定表へ記載する際、使用日と異なる日付を記載していたため、団体Bから同日の使用申込があった際、本来使用可能であるにもかかわらず、使用できない旨の説明を行い、別日での使用許可申請を受け付けたもの</p> <p>(原因) ・使用日を使用予定表へ記載する際の職員の確認不足</p>
対応	<p>団体B及び関係者にお詫びするとともに、使用許可申請を団体Bが希望する日に変更し、了承いただきました。 今後、使用許可申請を受け付けた際は、使用予定表への記載内容の確認を徹底するとともに、受付担当者とは別の職員によるチェックを行い、再発防止を図ります。</p>
担当	河内まちづくりセンター芳野分室 電話 096-277-2001

件名	児童扶養手当の収入認定漏れによる保護費の誤支給
概要・原因	<p>(概要) 児童扶養手当の支給開始に際して、収入の認定が漏れており、保護費を過大支給したもの <過大支給額 58,560円 [令和元年(2019年)7月分]> ※令和元年(2019年)8~10月分については、生活保護法の規定により保護費の差引調整を行った。</p> <p>(原因) ・世帯状況の確認不足 ・拳証資料と扶助費算定内容との照合不足 ・収入認定額の変更処理の遺漏</p>
対応	対象者にお詫びするとともに、過大支給分については返還対象となることを説明し、了承いただきました。 今後は、システムの変更時期通知機能を活用するとともに、収入申告書の確認、保護費決定の際のチェックを徹底し、再発防止を図ります。
担当	西区役所保護課 電話 096-329-6839

件名	国民健康保険料に係る賦課決定期間の時効判定誤り
概要・原因	<p>(概要) 国民健康保険料の喪失処理を遡って行う際、時効により更正できない期間の保険料について誤って更正したため、対象世帯(5世帯)の保険料が減額されるとともに、還付金請求書が送付され、うち4世帯から還付請求があったもの <減額 5世帯 148,419円 [平成29年度(2017年度)分]> ※なお、還付処理前に判明したため、還付は行っていない。</p> <p>(原因) ・賦課決定期間の時効判定に関する職員の認識不足・確認不足</p>
対応	対象者に対して、お詫びするとともに、時効により更正できない期間の保険料を誤って処理したことを説明し、了承いただきました。 今後は、時効判定業務を2人で行い、判定に誤りがないか互いに確認を行ったうえで処理を行うことを徹底し、再発防止を図ります。
担当	南区役所区民課 電話 096-357-4128

件名	就労収入認定削除漏れによる保護費の誤支給
概要・原因	<p>(概要) 収入申告書の就労収入欄に0円と記載されていたにも関わらず、記載内容を見落とし、就労収入認定削除が漏れていたため、保護費を過少支給したもの <過少支給額 16,200円〔令和元年（2019年）5～7月〕> ※令和元年（2019年）8～10月までの分については、生活保護法の規定により支給を行った。</p> <p>(原因) ・収入申告書の確認不足 ・就労収入認定に係る進行管理の不徹底</p>
対応	<p>対象者にお詫びするとともに、過少支給分については生活保護法の規定により支給できないことを説明し、了承いただきました。</p> <p>今後は、世帯の就労状況について逐次把握するとともに、収入申告書の確認と併せて正しい変更処理が行われているか、査察指導員と担当者とで確認を徹底します。</p>
担当	南区役所保護課 電話 096-357-4134

件名	窓口収納事務における誤収納
概要・原因	<p>(概要) 窓口収納事務において、1,000円を過大収納したものの</p> <p>(原因) ・現金預かり時又は返金時における金額の確認不足</p>
対応	<p>全職員への聞き取りと、申請書およびレシートとの突合をしましたが特定に至らず、過大収納金として処理しました。</p> <p>今後は、現金預かり時及び返金時における金額の確認・点検を徹底します。</p>
担当	龍田総合出張所 電話 096-338-2231

件名	住民異動届の誤入力
概要・原因	<p>(概要) 転入届の受付時、新住所を誤入力したため、その後、誤った住所で住民票（計6通）を交付し、また、再発行の申請があった個人番号通知カードを郵送したが、自宅に届かなかったもの</p> <p>(原因) ・異動届入力時及び決裁審査時の確認不足 ・住民票発行業務における出力・審査・交付時の確認漏れ</p>
対応	<p>対象者にお詫びするとともに、住民票の差替を行いました。また、正しい住所の個人番号通知カードを再発行しました。</p> <p>今後は、届書入力時の再確認を徹底するとともに、決裁審査を目視だけでなく指差し確認を交えて行います。また、住民票を発行する際は、申請書と出力票の確認を徹底するとともに、交付時における職員と申請者双方での確認を徹底します。</p>
担当	龍田総合出張所 電話 096-338-2231

件名	高校就学費認定漏れによる保護費の誤支給
概要・原因	<p>(概要) 対象者の高校進学に伴う高校就学費の支給認定処理が漏れていたため、保護費を過少支給したもの <過少支給額 20,850円 [平成31年(2019年)4月～令和元年(2019年)6月分]> ※令和元年(2019年)7～9月分(20,850円)については、生活保護法の規定により支給を行った。</p> <p>(原因) ・高校就学費支給決定処理に係る進行管理の不徹底</p>
対応	<p>対象者にお詫びするとともに、過少支給分について、生活保護法の規定により支給できないことを説明し、了承いただきました。</p> <p>今後は、査察指導員等による管理台帳のチェックを徹底するなど、組織の管理体制を強化して再発防止を図ります。</p>
担当	北区役所保護課 電話 096-272-6910

件名	児童扶養手当の誤認定
概要・原因	<p>(概要) 児童扶養手当の認定において、繰越損失額を控除せずに算定した所得額に基づき、誤って支給停止を決定し、通知書を送付したもの(1世帯)</p> <p>(原因) ・審査及び入力チェック時の確認不足</p>
対応	<p>受給者にお詫びをするとともに、本来の所得額に基づく認定結果の通知を行いました。</p> <p>今後は、審査を行った職員とは別の職員による入力チェックを実施するとともに、繰越損失控除対象者リストを作成して控除漏れを防ぐことで、再発防止を図ります。</p>
担当	北区役所保健子ども課 電話 096-272-1104

件名	学校プールの不適切な注水による水道料金の損失
概要・原因	<p>(概要) 市立学校において、プールの水質保全のため20日間にわたり過剰に注水し続けた結果、通常より多くの水道料金が発生したもの <水道料金額 約150万円(使用量 約4,700m³)></p> <p>(原因) ・プールの水栓管理(水量の調節等)に関する認識不足</p>
対応	<p>今後は、プールの衛生管理や給水栓の操作等について複数職員での作業、チェックを行い、プールの水栓管理について注意喚起を行うとともに、プール日誌の記載事項の見直し等改善を行い、再発防止を図ります。</p>
担当	<p>教育委員会事務局学務課 電話 096-328-2716 教育委員会事務局健康教育課 電話 096-328-2728</p>

件名	保育料の誤徴収
概要・原因	<p>(概要) 対象幼児の退園後、口座振替停止手続が漏れていたため、保育料を誤徴収をしたもの <誤徴収額 3,000円〔令和元年（2019年）9月分〕></p> <p>(原因) 職員の確認不足</p>
対応	<p>保護者に対し、お詫びするとともに、誤徴収分について還付することを説明し、了承いただきました。</p> <p>今後は、退園後の処理についてリストを作成するとともに、複数人で進行管理を行うなどチェック機能を強化し、再発防止を図ります。</p>
担当	熊本市立碩台幼稚園 電話 096-352-0511

件名	明午橋φ300配水管支持金具の強度不足に伴う補修費用発生
概要・原因	<p>(概要) 明午橋添架管布設替工事に伴う設計において、上下水道局が構造計算にかかる仕様を明確に記載せず、また、金額を計上していなかったことなどから、設計業務受託者らの構造計算に不備が生じた。これにより、支持金具の一部が傾く事態となり、添架管支持金具の補修工事が新たに必要となったもの <補修費用額 22,615,200円> ※市側の過失 50%</p> <p>(原因) ・上下水道局職員、設計業務受託者、設計協力者及び材料納入業者の構造計算に関する情報の共有及び周知徹底不足</p>
対応	<p>今後は、令和元年度に策定した添架管設計積算マニュアル（以下、マニュアルという。）に基づいて委託設計書を作成するとともに、上下水道局関係職員に対してマニュアルを周知徹底し再発防止を図ります。</p>
担当	上下水道局管路維持課 電話 096-381-6336